

平成30年第5回教育委員会会議記録

平成30年4月26日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 八雲町社会教育委員の委嘱について
- 日程第 3 議案第2号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第3号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 5 議案第4号 八雲町学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 6 報告第1号 損害賠償額の決定及び専決処分の報告について
- 日程第 7 報告第2号 八雲町青少年問題協議会委員の任命について
- 日程第 8 報告第3号 八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について
- 日程第 9 報告第4号 八雲高等学校下宿生等助成金交付要綱の一部改正について
- 日程第10 報告第5号 平成29年度教職員の交通事故・違反発生状況について
- 日程第11 その他

◎出席者

教育長	田 中 了 治
委員	松 永 正 実
委員	藤 内 智 子
委員	神 原 伸 哉

◎欠席者

委員	羽 田 圭 吾
----	---------

◎出席した説明者

学校教育課長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	本 庄 伯 幸
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課総務係長	若 山 晋 悟

学校教育課施設係長	上野誠
社会教育課長	吉田一久
社会教育課長補佐	佐藤真理子
体育課長	三坂亮司
体育課管理係長	久保和人
学校給食センター所長	山田耕三
熊石教育事務所長	野口義人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、第5回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は4名です。定足数の出席を認めます。よって、平成30年第5回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、藤内智子委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 議案第1号社会教育委員の委嘱についてご説明いたします。議案書1ページになります。

八雲町社会教育委員は、社会教育法第15条第1項の規定に基づき、条例により設置される委員であり、八雲町社会教育委員条例第4条の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱する委員であります。

社会教育委員の定数は、条例第2条の規定により20人以内と定められており、現在15名の委員を委嘱しております。

本年4月1日付け教職員の人事異動等により3名、また、社会教育団体からの選任者で

1名の欠員が生じたことから、改めて4名の方を委嘱しようとするものであります。

委嘱しようとする方は、学校教育の関係者として、八雲小学校長の坂本昌昭氏、野田生中学校長の小山内仁氏、落部小学校教頭の山崎誠氏、社会教育関係者として、熊石レディースネットワークの副会長であります阿部榮子氏の4名で、本年4月1日に遡って委嘱しようとするものであります。

なお、今回委嘱する委員の任期は、条例第3条の規定により、補欠により選任した委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、平成31年9月30日までとなります。

以上で、議案第1号八雲町社会教育委員の委嘱についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課管理係長 教育長。

○教育長 体育課管理係長。

○体育課管理係長 議案第2号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命について、ご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。

本件は、平成29年10月1日から任命しておりました委員1名が定年退職したことから、欠員が生じたことから、欠員補充を行うものです。

スポーツ基本法第31条では、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査させるためスポーツ推進審議会を置くことができることとなっており、八雲町スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとしております。

この度欠員となったのは、児童・生徒スポーツ振興の関係者として、中学校体育連盟から任命していたことから、同連盟から任命するものです。

任命する委員は、昭和39年6月11日生まれの蛸子友正氏、53歳です。

蛸子氏は、熊石中学校長で八雲町中体連理事長を務めていることから、八雲町校長会の推薦を受けこの度任命するものです。

任期は、平成30年4月1日から平成31年9月30日までの残任期間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定で、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定さ

れていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 議案第3号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○体育課管理係長 教育長。

○教育長 体育課管理係長。

○体育課管理係長 議案第3号八雲町スポーツ推進委員の委嘱について、ご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。

本件は、平成29年10月1日から委嘱しておりました学校関係者1名のスポーツ推進委員が、この度の教職員人事異動により、町外へ転出したことから、欠員補充を行うものです。

スポーツ基本法第32条第1項では、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から、市町村教育委員会がスポーツ推進委員を委嘱することとなり、八雲町スポーツ推進委員規則第5条第1項の規定により、欠員となった委員を下記の通り委嘱するものです。

委嘱する委員は、昭和59年5月7日生まれの 齊藤礼奈氏、33歳です。

齊藤氏は、落部小学校教諭で、落部小学校長の推薦を受け、この度委嘱するものです。

なお、委員の任期は、平成30年4月1日から平成31年9月30日までの残任期間となっております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 暫時休憩します。

【休憩】

○教育長 再開します。事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第4号

○教育長 議案第4号「八雲町学校運営協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命について説明いたします。議案書4ページをお開きください。

八雲町学校運営協議会規則第5条第1項において、「協議会の委員の定数は15人以内とし、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、対象学校の校長及び教職員、教育委員会が適当と定める者のうちから、教育委員会が任命する。」と定められており、この度、議案書記載のとおり、落部中学校区の対象学校から11人、野田生中学校区の対象学校から12人、八雲中学校区の対象学校から14人、熊石中学校区の対象学校から15人の合計52人を任命するものです。

なお、任期は、規則第6条の規定により、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間となっております。

以上、議案第4号八雲町学校運営協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 暫時休憩します。

【休憩】

○教育長 再開します。事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第4号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 報告第1号

○教育長 報告第1号「損害賠償額の決定及び専決処分の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分の報告について説明いたします。議案書7ページをお開きください。

地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、平成30年4月12日に、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

それでは内容についてご説明いたします。議案書8ページをお開きください。

本件は、平成30年3月1日、八雲町立山越小学校において、校舎屋根に堆積した雪が、下校時間に児童を迎えに来た車両の屋根部に落下し、損害を与えたことについて、国家賠

償法第2条第1項の規定により、その損害を賠償するため、損害賠償の額を決定したものでございます。

損害賠償の額は、13万7千717円で、損害賠償の相手方は、二海郡八雲町山越104番地21、星尚弘さんでございます。

この事案が発生した、平成30年3月1日は、暴風雪により、午後から一斉下校を実施した日であり、下校する児童を迎えに来た際に起こったものであります。

落雪事故発生後、全小中学校に対しまして、児童生徒・来校者への注意喚起や、落雪の危険がある場所への立ち入りや駐車をしないための措置を講ずるよう周知をいたしました。

今後も、冬季を迎える前に、改めて注意喚起を行うなど、再度このような事がないように万全を期してまいりたいと考えております。

この度は、相手方及び関係各位にご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。

以上、報告第1号損害賠償額の決定及び専決処分への報告についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○教育長 報告第2号「八雲町青少年問題協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 教育長。

○教育長 社会教育課長。

○社会教育課長 報告第2号八雲町青少年問題協議会委員の任命についてご説明いたします。議案書9ページになります。

八雲町青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、町長の付属機関として、八雲町青少年問題協議会条例により設置された機関で、同条例第2条第1項第1号、関係行政機関の職員から任命した者3名、同項第2号、学識経験者から任命した者8名、あわせて11名の委員で構成している協議会です。

このたび、学識経験者から選任された委員のうち、八雲高等学校長と八雲中学校長の2名の委員が人事異動等により欠員となったことから、委員を補充するため、八雲高等学校長の三浦真児氏、八雲中学校長の浦田慎一氏の2名を、本年4月1日付けで任命しておりますのでご報告いたします。

なお、今回任命した委員の任期は、条例第3条の規定により、補欠委員の任期は、前任者の残任期間と定められており、平成31年11月16日までとなります。

以上で、報告第2号八雲町青少年問題協議会委員の任命についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

◎日程第8 報告第3号

○教育長 報告第3号「八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第3号八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部改正について説明いたします。議案書10ページをお開きください。

本件は、道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する北海道教育委員会教育長通達が施行されたことなどに伴い、八雲町立学校職員に係る要綱の改正を行いましたので、報告するものです。

具体的な改正の内容につきましては、総務係長から説明いたしますので、よろしく願います。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 それでは私から、八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱について 説明いたします。議案書11ページをお開き下さい。

本要綱につきましては、北海道教育委員会において定めている「道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」に基づき、町立学校における要綱を定めているものであり、道要綱の一部改正に伴い、町の要綱についても合わせて改正を行うものであります。

改正内容を、新旧対照表により説明いたします。

第2条、道路運送車両法第2条第2項に規定する「自家用車」とありましたが、同法においては「自動車」と規定されていることから、文言を修正しております。

また、自家用車の所有者について、改正前は「職員又は職員と生計を一にする親族が所有し」とあったのを、「職員、職員の配偶者又は北海道職員の旅費に関する条例第2条第1項第6号に規定する扶養親族の所有又は使用するもの」と、具体的に標記したものであります。

第3条第1項については、文言や句読点の整理をしております。

第3条第3項は、今までは明確に規定していなかった生徒の同乗の承認について定めたものであり、校長が別に定めた場合に限り、生徒の同乗を承認できる規定を追加したものであります。

第4条は自家用車の公用使用承認について定めているものでありますが、改正部分については文言の整理及び現状に合わせた任意保険の賠償額の改正であります。

次に議案書12ページ、第5条は公用使用承認の手続きを定めている規定であり、第1

号において公用使用に係る届出様式の様式名を「別記第1号様式」から「様式第1号」に名称を変更したことによる改正及び、自家用車の公用使用の届出を学校長に提出する際、運転免許証の原本の提示を新たに定め、運転免許証の有効期限について確認をする旨規定したものであります。

同条第4号については、第1号により定めた運転免許証の原本の提示について、校長がその確認を行う事を定めており、以下第5号についてもさきほどと同じく、様式名について「別記第何号様式」を「様式第何号」と修正したことによる改正であります。

続きまして議案書13ページ、第7条から第10条については、文言の整理及びさきほど説明しました様式名の修正、引用法令の整理に伴う改正となっております。

また、様式第1号から第4号につきましては、議案書14ページから17ページにお示ししました通り改正しております。

附則としまして、この要綱は、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上、報告第3号八雲町立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の一部を改正する要綱についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第9 報告第4号

○教育長 報告第4号「八雲高等学校下宿生等助成金交付要綱の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第4号八雲高等学校下宿生等助成金交付要綱の一部改正について説明いたします。議案書18ページをお開きください。

本件は、町外の中学校及び熊石地域の中学校から八雲高等学校に入学した生徒の下宿生等助成金の額について、その上限を引き上げるための改正を行いましたので、報告するものです。

具体的な改正の内容につきましては、総務係長から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 それでは私から、八雲高等学校下宿生等助成金交付要綱の一部を改正する要綱について説明いたします。議案書19ページをお開き下さい。

本要綱につきましては、町外の中学校及び熊石地域の中学校から八雲高等学校に入学した生徒の下宿費等負担の軽減を図り、以て、同校生徒の確保に資することを目的としておりますが、八雲高等学校教育振興会から助成の拡大を要望されており、また、町の政策と

して同校生徒の確保は重要な課題であること、また、熊石高校閉校に伴う北海道の遠距離通学等補助制度が平成29年度入学者以降対象とならない事から、平成29年度入学者より、町の助成金額の上限を5万円とし、また、他の通学者との公平を確保するため、食費相当分については助成対象外とする改正を行うものであります。

改正内容を、新旧対照表により説明いたします。

第3条、助成対象経費につきましては、第1号及び第2号に規定しております各経費について、食費相当分を除く旨改正しております。

この改正につきましては、前段において説明しましたが、今までは食費相当分を含む経費の2分の1を助成しており、その上限を2万円としておりましたので、実際の助成額としましては例えば下宿費が4万円、食費相当分が3万円の合計7万円だったと仮定しますと、7万円の2分の1、3万5千円が助成対象となり、上限の2万円を実際に助成することとなっておりますが、改正後につきましては、下宿費4万円の实費全てを助成することになります。

今までは食費相当分を含めてた費用の2分の1となっていた為、下宿をしていない他の生徒よりも自己負担としては多くなっていたという事になりますが、改正後については食費を除く下宿費の实費を助成することにより、他の生徒との負担の差を少なくする事ができると考えております。ここに、食費相当分まで含めてしまうと、他の生徒よりも負担が少なくなる可能性があり、公平性を保つ為、食費相当分については除く事としたものであります。

第4条につきましては、前段で説明しました助成対象割合及び助成金額について改正したものであります。

附則としまして、この要綱は、平成30年4月1日から施行することとしており、経過措置として本要綱については平成29年度入学者から適用することとしております。

以上、報告第4号八雲高等学校下宿生等助成金交付要綱の一部を改正する要綱についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 この助成制度を利用されている生徒は何人位いるのですか。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 平成29年度の実績では、熊石地域から2名、せたな町大成区から1名の合計3名であります。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 補足になりますが、29年度については3名であります、そのうち2名が3年生でありますので、現在の在校生としては熊石地域からの3年生1名となっております。

りまして、今年度の入学者における対象者については、まだ八雲高校からの申請がありませんので、確定はしておりません。なので、現時点で確定しているのは3年生の1名となっております。

○松永委員 教育長。

○教育長 松永委員。

○松永委員 3年生の1名というのは、28年度の入学生となるのですか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 3年生につきましては、28年度入学となりますので、今回改正しました上限額については適用されない事になります。3年生につきましては、熊石高校の閉校に伴う道の助成があり、道の助成額が2万5千円、町からの助成が2万円あります事から、現在の3年生については合計で4万5千円助成されるという事になります。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 確認なのですが、八雲町外の方でも適用になるのですか。

○学校教育課総務係長 教育長。

○教育長 学校教育課総務係長。

○学校教育課総務係長 町外についても適用になります。ただ、森町、長万部町からの通学者につきましては、別途通学費助成の対象者にはいるのですが、下宿するという話は今のところ聞いておりません。

○教育長 暫時休憩します。

【休憩】

○教育長 再開します。よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第4号は報告済みといたします。

◎日程第10 報告第5号

○教育長 報告第5号「平成29年度教職員の交通事故・違反発生状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 報告第5号平成29年度教職員の交通事故・違反発生状況について説明を申し上げます。議案書20ページからになります。

平成29年度教職員の交通事故・違反発生状況について、別紙のとおり報告するものがあります。

21ページの一覧表をご覧ください。平成29年度は、記載のとおり18件の違反・事故が発生しております。物損事故が6件、交通違反が12件発生しております。違反の内

訳は、速度超過が6件、一時不停止が3件、通行禁止違反・座席ベルト装着義務違反・信号無視がそれぞれ1件となっております。

戒告処分を受ける違反は無かったものの、平成28年度の違反は7件でしたので、違反件数は5件の増となっております。

毎月の校長会・教頭会において、交通事故・違反の撲滅に向けた取り組みと職員への指導の徹底を指示しております。また、昨年10月には交通事故が連続して発生したことから臨時校長会を開催して違反防止の徹底を指導し、学校職員一同で「交通安全緊急アピール文」を發出し、全学校職員の意識の高揚を図ったところですが、今後も教育委員会として指導を継続し、違反・事故の撲滅に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告第5号平成29年度教職員の交通事故・違反発生状況についての説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

○藤内委員 教育長。

○教育長 藤内委員。

○藤内委員 件数が増えたという事でありまして、特に12番と13番の部活引率時の事故というのが2件あり、詳しい状況を聞きたいのですが、引率ですから、当然生徒も乗っていたと思いますし、前段で説明のありました要綱にも校長の承認によって生徒が同乗できるとあったのですが、部活の引率というのは、試合等で函館や札幌というのも多いと思いますが、部活の顧問の先生の負担というのが、どれ位あるのでしょうか。部活にもよると思うのですが、毎週のように顧問の先生の車で大会等に行っているのでしょうか。

○学校教育課長 教育長。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 一覧表の12番と13番については、部活の引率という事ではありますが、この時には生徒は同乗しておりません。各部活の大会の参加につきましては、基本的には保護者が連れていく場合と、スクールバスによる送迎という事になりますので、顧問の先生の車に同乗して大会に参加するという事は無い状況となっております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第5号は報告済みといたします。

◎日程第11 その他

○教育長 日程第11 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成30年第5回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時40分】